

〔保健福祉部 社会福祉課 所管〕

03010106 民生委員児童委員活動支援事業

予算書P. 85

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,646	9,085	561	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	12	12	0	民生委員推薦会補助金
地方債	0	0	0	
その他	9,634	0	9,634	地域福祉基金繰入金
一般財源	0	9,073	△ 9,073	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和23年に民生委員法が公布され、救貧活動だけではなく、地域の福祉増進のために幅広い活動を実施するようになった。この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会を助長するものであるため、この頃に事業が開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

援助を必要とする市民に対して、相談や助言、援助等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。委員の活動により社会福祉の増進に努め、社会奉仕の精神をもって市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。この3地区の民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。

守谷市内には、南地区34名、中央地区29名、北地区31名の合計94名の民生委員児童委員が委嘱されている。

03010107 避難行動要支援者支援事業

予算書P. 85

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	578	1,006	△ 428	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	578	1,006	△ 428	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時要援護者対策については、平成18年3月に国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき事業を開始したが、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、現在は避難行動要支援者支援事業として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時に一人で避難をすることが特に困難な市民(避難行動要支援者)に関する情報を民生委員等と共有し、迅速な安否確認・救助活動を行う体制を整えることにより、要支援者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

災害時に避難支援を必要とする方の登録を受けて名簿を作成し、同意を得た方の名簿開示により、避難支援等関係者として自治会・自主防災組織・民生委員児童委員等の協力を得て安否確認等を行う。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	52,700	52,051	649	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	375	375	0	地域ケアシステム推進事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	3,643	0	3,643	地域福祉基金繰入金
一般財源	48,682	51,676	△ 2,994	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市社会福祉協議会は、昭和45年に設立され、同48年に厚生大臣に社会福祉法人として認可を受けた。法的な位置付けは、社会福祉法第109条に事業の目的と事業内容の骨格が規定されており、団体の社会的意義が明確であることから非営利部門に関する人件費等に対し助成し支援する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

社会福祉協議会職員の人件費等を補助することにより、社会福祉協議会が実施する各種事業を安定・充実させ、地域福祉活動の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

社会福祉法第109条で「地域福祉推進の中核団体」としての位置づけがあり、公共性の高い福祉事業を行っている守谷市社会福祉協議会に対して、非営利部門に従事する社会福祉協議会職員6人及び臨時職員2人の人件費等を補助する。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,446	2,925	5,521	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	8,446	0	8,446	地域福祉基金繰入金
一般財源	0	2,925	△ 2,925	

【背景(なぜ始めたのか)】

急速な少子高齢化や地域のつながりの希薄化、福祉ニーズの多様化により地域福祉の必要性が増し、社会福祉法に基づき平成23年度に「地域福祉計画」を策定した。併せて、市民の主体的な福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会において「地域福祉活動計画」が策定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、市民が主役となって進める地域づくり、支え合いづくりに取り組むために、市民の福祉活動を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域福祉計画の進行管理や推進方策の検討において、毎年、振り返り評価を行い、その評価に際し施策関係課による担当者会議や連絡調整員会議で、現状把握、進捗状況の確認を行い、施策や推進方法について協議し、計画の推進を図る。また、地域福祉計画の円滑な推進を図るために「地域福祉推進委員会(委員19名)」を設置している。

守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画に基づく課題並びに地域における身近な生活上の課題に対応する事業を支援するために、「地域福祉活動助成制度」や「地域担当職員制度」を実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,245	2,226	19	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,245	2,226	19	

【背景(なぜ始めたのか)】

重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

福祉タクシー券により、初乗り運賃相当額を助成する。

[対象者]

- ・身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳〇A・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方
- ・満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方

利用見込数：228人（障がい者90人，高齢者138人）

[助成内容]

年24枚（人工透析を実施している方は年48枚）のタクシー券を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	810,108	742,446	67,662	
国庫支出金	404,373	370,574	33,799	障がい者自立支援給付費負担金, 障がい児施設給付費等負担金 外
県支出金	202,186	185,287	16,899	障がい者自立支援給付費負担金, 障がい児施設給付費等負担金 外
地方債	0	0	0	
その他	21,700	0	21,700	地域福祉基金繰入金
一般財源	181,849	186,585	△ 4,736	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障がいのある方の日常生活及び社会生活を支援するための事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方に対して、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと、補装具費や医療費を助成することにより、日常生活や社会生活を支援し、福祉の増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「障がい福祉サービス給付事業」及び「障がい児通所支援事業」は、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと等を決定し、その費用の一部を公費で負担するもの。

「補装具費給付事業」は、障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）の購入・修理に要する費用の一部を公費で負担するもの。

「自立支援医療給付事業」は、身体の障がい除去・軽減する手術等の治療に要する医療費の一部を公費で負

担するもの。

いずれの事業も、原則として利用者が費用の1割を負担し、差額を公費で負担する制度であり、公費の負担割合は、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4である。

03010214 障がい者地域生活支援事業

予算書P. 90

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	35,742	38,948	△ 3,206	
国庫支出金	12,861	14,521	△ 1,660	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	6,430	7,260	△ 830	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	285	△ 285	
一般財源	16,451	16,882	△ 431	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう市が事業内容を定めて開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で生活する障がいのある方に市独自の福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、併せて自立の支援と家族の負担軽減を図り、地域において自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援では充足されない部分について市独自の福祉サービスを実施するほか、理解促進・啓発等の必要な事業を実施する。

【実施事業】

- ・法定サービスの補完

訪問入浴サービス事業（自己負担1割）、障がい者日常生活用具給付扶助費（自己負担1割）、日中一時支援事業（自己負担1割）、移動支援事業（自己負担1割）

- ・日常生活・社会生活上の支援

成年後見制度利用支援事業（登記手数料・鑑定費用等の補助）、意思疎通支援事業（自己負担なし）、地域活動支援センター事業（事業者の定める額を負担）

- ・その他

理解促進・啓発事業（講演会等の開催）、守谷市地域自立支援協議会の運営

03010219 特別障がい者援護事業

予算書P. 91

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,108	14,108	0	
国庫支出金	10,608	10,573	35	特別障がい者手当負担金 外
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,500	3,535	△ 35	

【背景(なぜ始めたのか)】

精神又は身体に著しく重度の障がい有する方に手当を支給することにより、この方々の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方が安定した生活を送れるよう、この方々に手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて、以下の手当を支給する。

- ・特別障がい者手当(26,830円/月) 受給見込数:28人

精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に支給

- ・障がい児福祉手当(14,600円/月) 受給見込数:28人

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に支給

03010220 在宅障がい児福祉手当支給事業

予算書P. 91

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,888	4,224	△ 336	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	396	450	△ 54	在宅障がい児福祉手当補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,492	3,774	△ 282	

【背景(なぜ始めたのか)】

在宅の障がい児の保護者やその家族の労苦に報いるため、昭和52年に守谷市在宅障害児福祉手当支給条例を施行し、開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅障がい児の保護者に手当を支給し、児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的とする。

介護にあたる保護者の経済的支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年2回(4月、10月)に分けて、在宅障がい児の保護者を対象として手当(4,000円/月)を支給する。

受給見込数:81人

03010221 難病患者福祉手当支給事業

予算書P. 91

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,260	7,940	320	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,260	7,940	320	

【背景(なぜ始めたのか)】

難病患者とその家族の労苦に報いるため、平成20年に守谷市難病患者福祉手当支給要綱を定め、平成21年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

手当を支給することにより、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図る。
難病患者が日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

手当支給申請時において引き続き6箇月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者に対し、年額2万円の手当を支給する。ただし、生活保護等公的扶助を受給している方を除く。

受給見込数：413人

03010223 障がい者福祉センター運営管理事業

予算書P. 92

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,622	26,484	△ 5,862	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	20,622	26,484	△ 5,862	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所した。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、もって障がい者の福祉の増進を図る。

また、事業所の管理については指定管理者制度を活用し、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がい者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供する。

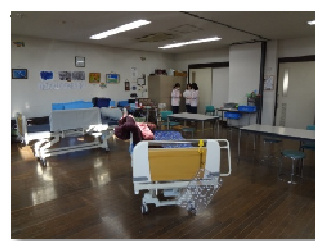
- ・特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行う。
- ・生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。
- ・就労移行支援：就職の希望がある利用者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上の訓練をする。
- ・就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。



福祉センター外観



就労移行・継続支援活動室



生活介護活動室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	112,396	45,801	66,595	
国庫支出金	112,396	45,801	66,595	臨時福祉給付金事業費補助金 外
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

臨時福祉給付金は、平成26年4月に実施した消費税率上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

低所得者に対して、給付金を広く支給することにより、社会全体の所得の底上げに寄与するとともに、賃金引上げの恩恵が及びにくい方を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者と思われる方へ申請書を送付し、郵送等で申請書を受け付け、申請内容を審査後、支給決定した該当者が指定する口座へ給付金を振り込む。

○支給要件 ・平成28年1月1日(基準日)において、守谷市の住民基本台帳に登録されている方
・平成28年度分の市民税・県民税(均等割)が課税されていない方

○対象者数 約7,000人

○給付額 一人につき15,000円 (申請期間は5月～8月を予定)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,602	8,021	581	
国庫支出金	1,115	930	185	生活困窮者自立相談支援事業費負担金 外
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,487	7,091	396	

【背景(なぜ始めたのか)】

憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定され、同事業の実施機関は原則都道府県知事、市長及び福祉事務所を所管する町村長とされた。平成14年市制施行により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うに当たり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護事業を行うに当たり、必要なレセプト点検・生活保護システム改修・コンピュータ賃借・診療報酬事務(手数料)など生活保護の執行に係る業務を効率的に行う。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	422,300	410,381	11,919	
国庫支出金	316,114	307,250	8,864	生活保護費負担金
県支出金	6,800	8,000	△ 1,200	生活保護費負担金
地方債	0	0	0	
その他	813	651	162	診療報酬返還金 外
一般財源	98,573	94,480	4,093	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。
平成14年市制施行により県から事務委任された。(法定受託事務)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護法に基づき生活に困窮する世帯から相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。

相談業務、生活保護申請受付・決定、生活保護世帯の家庭訪問を通じ適切に指導し、就労や自立促進を図る。
付随する事務として、生活保護統計事務・経理事務・医療及び介護事務を行う。

補助率は、国3/4、市1/4(但し、居住地がない保護者の場合は国3/4、県1/4)

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,574	8,706	△ 1,132	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	7,574	8,706	△ 1,132	障がい児通所支援事業費負担金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

発達に心配のある児童(小学生までの児童)に対する療育訓練や相談などの支援の場がなく保護者の強い要望により平成9年度から事業開始、法改正で現在は就学前の児童対象の「児童発達支援事業」を実施。

- ・平成9年度～平成14年度まで補助事業の「親子通園事業」
- ・平成15年度～平成23年度まで支援費制度及び障がい者自立支援法の「児童デイサービス事業」
- ・平成24年度～現在、児童福祉法の「児童発達支援事業」(対象者が就学前の児童に変更)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住で発達に心配のある就学前の児童及び保護者で児童発達支援の利用を希望する者を対象としている。
児童が保護者のニーズ、社会的要請及び専門的知見から必要と考えられる知識や技能を身につけることや、保護者が児童への接し方を学び、発達の遅れや障がいを受容できるよう支援することを目的としている。

早期に発達支援を行うことによりその後の発達の助長を促す効果を期待している。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

発達に心配のある就学前の児童に対し親子で通園してもらい、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

- ・「個別指導」療育指導員と1対1で言語指導、認知学習などを実施。
- ・「集団指導」年齢、実態を考慮して5～6名の小集団を編成し、身辺自立、集団参加訓練、創作活動などを実施。
- ・「水療育」専門講師によるスキンシップ水泳療育の実施。
- ・「相談業務」発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談。



こども療育教室外観



個別指導室